



神奈川県

KANAGAWA

1年以内に精神障がい者を雇用した法人の皆さま

「障がい者の働きやすさを
サポートする**担当者**」を

資格不要

置くことで

3年間で
最大

84万円



の補助金がでます



神奈川県精神障害者
職場指導員設置補助金
のご案内

詳しくは裏面をご覧ください

主な補助要件

職場指導員※を設置していることのほか、
以下の要件を満たしていることが補助の要件となります。

※職場指導員とは、障がい者の仕事の指導をしたり相談を受けたりする担当者（職場の上司や同僚など）のことです。**特別な資格は必要ありません**が、障がい特性を理解した上で、業務の選定や作業環境の整備、職場の人間関係への相談対応などの役割を担います。

<企業等について>

- ▶ 中小企業等であること（社会福祉法人、NPO法人等を含む）
- ▶ 主たる事業所が県内にあること
- ▶ 常時雇用する従業員の数が40人以上100人未満であること
- ▶ 特例子会社でないこと

<雇用する障がい者について>

- ▶ 精神障がい者を1人以上雇用していること
- ▶ その障がい者の1週間の所定労働時間が10時間以上であること
- ▶ その障がい者が在籍する事業所が県内にあること
- ▶ その障がい者を雇用してから1年以内であること

補助要件や申請方法など、
詳しくは県ホームページをご確認いただくか、
問合せ先までご連絡ください。



補助の内容

- 補助期間：3年間
- 補助金額：1年目は月額3万円、2年目及び3年目は月額2万円

※半期ごとの実績報告書提出後に、半期分をまとめて交付します。

「神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金」ホームページ

神奈川県 精神障害者 補助金

検索

二次元コードからも
ご確認くださいませ



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/syogaisyakoyo/hojokin.html>

問合せ先

神奈川県 産業労働局 労働部 雇用労政課 障害者雇用促進グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-5871 (直通)

FAX 045-210-8873